

われているマシニングセンタ等自動化機械の活用により、可能な部分については極力機械化を進める等、採算性の確保に向けた効率化を図った。

さらに、造幣局の優れた金属工芸品製造技術を海外での貨幣の展示会などの機会を利用して広く紹介し、海外での販売につながる努力をした。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○金属工芸品の新製品開発

桜の通り抜け記念メダル（純金製）について、表面のデザインの一部に桜の花びらをイメージした虹色発色加工（微細な間隔の溝により反射した光が干渉し虹色に輝いて見えるよう加工する技術）を施したものを企画・開発した。

○製造工程の効率化への取組状況

1. 製品によって極印の仕様が異なるため、使用する極印に合わせたダイセットに交換する必要があり、段取り時間がかかっていたが、平成20年度に引き続き、ダイセットを共有できるように極印の仕様を揃えることで段取り時間を短縮し効率化を図った。

（参考）極印の仕様を揃えた金属工芸品の種類

- ・肖像メダル（伊藤博文）
- ・国宝章牌（厳島神社）
- ・日蘭通商400周年記念メダル

2. 金属工芸品の模様の彫刻作業及び外周切取作業において、自動化機械であるマシニングセンタを使用し、作業の省力化・効率化を図った。

○海外への製品紹介及び販売の取組状況

国内外で開催される主要国際マネーフエアに参加し、メダル等の金属工芸品を展示・販売することにより当局製品の周知宣伝を図るとともに、海外ディストリビューターとの商談を通じて販売に結び付けるよう努めた。

（参考）勲章・金属工芸品の受注・販売状況

（税抜き）

区 分	平成20年度実績		平成21年度実績	
	個数	金額（千円）	個数	金額（千円）
勲 章 類	28,166	2,410,636	27,461	2,423,477
一般工芸品	47,910	932,243	38,795	762,540
計	76,076	3,342,879	66,256	3,186,017

の変更、貨幣販売計画の変更等に伴って収入についても試算した。それらの結果を踏まえ、毎月の収支状況を理事懇談会で報告し、必要な業務改善の検討を行っている。

平成21年度においては、収入見込みを精査しつつ、ERPの活用等により、コストの発生原因をきめ細かく分析し、収支見込みを毎月見直すとともに、支出内容を点検し、大幅な経費の削減を行った。

○経常収支比率

上記の取組により、平成21年度の経常収支比率は、年度計画目標の100%以上を達成する102.7%となった。

○適正な在庫管理への取組状況

在庫管理に当たっては、貨幣等を確実に製造するために、設備機械の停止等の緊急時に対処するための在庫を除き、極力圧縮している。特に、21年度において、適正在庫の考え方について整理を行い、理事懇談会で経営幹部が検討し、共通認識のもと、在庫の適正化に向けて改めて取り組むこととした。保有在庫の種類・数量については常時把握しており、貨幣製造の貨種毎の増減や記念貨幣の追加発行等に合わせて、年間を通じて、随時、事業部別、工場別、作業工程別に見直している。

適正な在庫管理の観点から、平成21年度において白銅地金284.2トン、青銅地金64.3トン、黄銅地金8.4トンを売却し、在庫を圧縮した。

○棚卸資産回転率

棚卸資産については、下記のとおり、数量ベースで前年度に比して減少し、期末の棚卸資産額は期初を下回り、平均棚卸資産評価額も減少した。

他方、売上高が、天皇陛下御在位20年記念貨幣及び地方自治法施行60周年記念貨幣の販売等により前年度を上回ったことから、平成21年度の棚卸資産回転率は3.72回となり、年度計画の目標値（平成19年度の実績2.32回）を上回った。なお、天皇陛下御在位20年記念金貨幣の売上を控除した場合は2.38回である。

（参考）棚卸資産回転率

（単位：百万円）

	平成20年度	平成21年度
売上高	28,610	39,479
前期末棚卸資産	11,922	11,875
当期末棚卸資産	11,875	9,332
平均棚卸資産評価額	11,899	10,604
棚卸資産回転率（回）	2.40	3.72
（参考）期末在庫数量（原材料）	2,946 トン	2,233 トン

○民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況

平成20年度における財務諸表等については、平成21年8月26日に財務大臣よ

り利益の処分に関する部分を除いて承認を受け、平成22年3月15日に利益の処分に関する部分の承認を受けたので、独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続きを行い、次のとおり情報開示を行った。

(イ) 官報（平成22年4月14日）

貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、附属明細書

(ロ) 造幣局ホームページ（平成21年9月2日）

上記官報掲載内容と事業報告書、決算報告書、監事の意見及び会計監査人の意見（ただし、利益の処分に関する書類は、平成22年3月17日に情報開示）

(ハ) 一般の閲覧（平成21年9月2日）

造幣局ホームページ掲載内容と同じ（閲覧期間は、平成22年3月17日から5年間）

また、造幣局の広報誌に財務諸表のダイジェスト版を挟み込み、配布し、国民に財務内容等を積極的に開示した。

1. 予算及び決算

平成21年度予算及び決算

（単位：百万円）

区 別	予算額	決算額
収 入		
業務収入	47,857	33,055
その他の収入	287	657
計	48,144	33,712
支 出		
業務支出	45,043	28,113
原材料の仕入支出	7,277	4,323
人件費支出	10,250	9,838
その他の業務支出	6,234	4,971
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	21,283	8,982
施設整備費	2,950	2,506
計	47,993	30,620

（注1）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（注2）業務収入、原材料の仕入支出及び貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額の予算額と決算額の差は、発注者依頼の金貨幣製造量と造幣局の金プルーフ貨幣セットの販売量が予定より少なくなったこと等のためである。

2. 収支計画及び実績

平成21年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
収益の部		
売上高	59,457	39,479
営業外収益	639	765
宿舍貸付料等	639	765
特別利益	0	4
計	60,096	40,248
費用の部		
売上原価	52,527	32,877
(貨幣販売国庫納付金)	(21,283)	(8,982)
販売費及び一般管理費	6,470	6,221
営業外費用	102	84
固定資産除却損等	102	84
特別損失	94	186
計	59,193	39,369
純利益	903	880
目的積立金取崩額	0	0
総利益	903	880

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 上記の数字は、消費税を除いた金額である。

(注3) 売上高及び売上原価について、財務大臣からの支給地金見込額及び実績額を計上している。

(注4) 売上高及び売上原価(貨幣販売国庫納付金を含む。)の計画額と実績額の差は、発注者依頼の金貨幣製造量と造幣局の金プルーフ貨幣セットの販売量が予定より少なくなったこと等のためである。

(注5) 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」により減損が認識された資産については、財務諸表に記載した。

(注6) 当期純利益880百万円については、現在、造幣局において目的積立金を充てる事案を予定していないため、目的積立金の申請は行わず、全額通常の積立金として計上することとする。

3. 資金計画及び実績

平成21年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
資金収入	64,688	52,583
業務活動による収入	48,195	33,352
業務収入	47,857	32,675
その他の収入	338	677
投資活動による収入	9,300	14,414
財務活動による収入	0	0
前年度よりの繰越金	7,193	4,817
資金支出	64,688	52,583
業務活動による支出	25,680	21,117
原材料の仕入支出	7,084	4,317
人件費支出	10,163	9,882
その他の業務支出	6,322	4,853
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	2,016	2,066
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	94	0
投資活動による支出	31,469	28,641
財務活動による支出	355	0
翌年度への繰越金	7,185	2,825

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 業務収入及び原材料の仕入支出の計画額と実績額の差は、発注者依頼の金貨幣製造量と造幣局の金プルーフ貨幣セットの販売量が予定より少なくなったこと等のためである。

なお、造幣局は個別法に基づいて事業として資金運用を行う法人ではないので、資金の運用は、独立行政法人通則法第47条の規定に基づいていわゆる安全資産に限定して行っている。

評価の指標

- 適切な部門別管理の状況
- 経常収支比率
- 適正な在庫管理への取組状況
- 棚卸資産回転率
- 民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>大幅な経費削減を行った結果経常収支比率は102.7%、棚卸資産回転率については3.72回となり、ともに中期計画の目標や年度計画を上回った。</p> <p>売上高や純利益という主たる財務指標が年度計画を下回っているが、これは、発注者依頼の金貨幣製造量と造幣局の金プルーフ貨幣セットの販売量が予定より少なくなったこと等によっている。</p> <p>資金運用は、国債等の安全資金に限定し、資金計画のもと運用を行っている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（14）

大項目：IV. 短期借入金の限度額

中項目：

中期目標		
中期計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。</p> <p>（注）限度額の考え方：国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。</p>	
（参考） 年度計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。</p>	
業務の実績	<p style="color: blue;">○短期借入れの状況</p> <p>実績なし。</p>	
評価の指標	<p style="color: blue;">○短期借入れの状況</p> <p>※実績がない場合は、評価しない。</p>	
評価等	評 定	（理由・指摘事項等）
	該当なし	/

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（15）

大項目：V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中項目：

中期目標	
中期計画	資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、適切な処分を行います。
(参考) 年度計画	資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、適切な処分を行います。
業務の実績	<p style="color: blue;">○重要な財産の譲渡、又は担保の状況</p> <p>主務省令（平成15年3月31日財務省令第44号）で定める重要な財産の譲渡に該当する2件について、独立行政法人通則法第48条の規定に基づき、下記のとおり適正に事務処理を行った。</p> <p>(イ) 造幣局本局の四条畷宿舎（大阪府四條畷市中野新町764番3）の土地の一部（147.33平方メートル）を大阪府四條畷市へ市道用地として譲渡。 平成21年 6月30日 四條畷市から譲渡申請書を受理 平成21年 7月 8日 財務大臣へ譲渡の認可申請 平成22年 1月15日 財務大臣認可 平成22年 2月22日 四條畷市と不動産売買契約を締結</p> <p>(ロ) 造幣局東京支局の庁舎及び工場（東京都豊島区東池袋3丁目3277番187他）の土地の一部（397.56平方メートル）を東京都豊島区へ道路用地として譲渡。 平成21年10月21日 豊島区から譲渡申請書を受理 平成21年12月25日 財務大臣へ譲渡の認可申請 平成22年 4月 6日 財務大臣認可 平成22年 4月30日 豊島区と不動産売買契約を締結</p>

<p>評価の指標</p>	<p>○重要な財産の譲渡、又は担保の状況 ※実績がない場合は、評価しない。</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p>	<p>(理由・指摘事項等) 本局の宿舍の土地の一部及び東京支局の土地の一部の譲渡が適切に行われている。</p>
	<p>○</p>	

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（16）

大項目：VI. 剰余金の使途

中項目：

中期目標		
中期計画	決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。	
(参考) 年度計画	決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。	
業務の実績	<p style="color: blue;">○剰余金の使途の状況</p> 剰余金の使途については、実績なし。 平成21年度末の利益剰余金は113億円で、そのうち積立金が104.1億円、平成21年度の当期末処分利益が8.8億円である。	
評価の指標	<p style="color: blue;">○剰余金の使途の状況</p> ※実績がない場合は、評価しない。	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	該当なし	

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（17）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：1. 人事に関する計画

中期目標	造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。
中期計画	<p>(1) 人材の効率的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>(2) 職員の資質向上のための研修計画 内部研修や外部の企業等への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、毎年度実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。</p> <p>本中期目標の期間中、以下の目標達成に努めます。</p> <p>① 内部研修受講者数 1,650人以上</p> <p>② 企業等派遣研修受講者数 45人以上</p>
(参考) 年度計画	<p>(1) 人材の効率的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>(2) 職員の資質向上のための研修計画 内部研修や外部の企業等への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。</p> <p>平成21年度は、以下の目標達成に努めます。</p> <p>① 内部研修受講者数 330人以上</p> <p>② 企業等派遣研修受講者数 9人以上</p>
業務の実績	<p>(1) 人材の効率的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行うことにより、適材適所の人事配置に努めた。</p> <p>具体的な業務の実績は、以下のとおりである。</p>

○人材確保の状況

一般職員の採用に当たっては、①官庁業務合同説明会及び官庁公開フェスティバル等に積極的に参加する、②官庁訪問にも積極的に応じる、③造幣局のホームページに採用情報を判りやすく掲載する、等により造幣局での職務内容等の周知に努め、造幣局での勤務を志望する者の中から人物本位の採用を行うための面接を重視した採用を行った。

技能職員の採用に当たっては、求人票を早期に各学校に発送することにより、所要の人材確保に努めた。

(参考) 平成22年4月1日付採用状況

試験等区分	採用人員	備考
I 種	1名(0名)	試験採用
II 種	3名(1名)	
技能職	7名(2名)	選考採用
計	11名(3名)	

() 内書は女性

○適材適所の人事配置の状況

人事配置については、業務の効率化を進める中で、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、職員の職務能力、適性、将来性などを総合的に勘案することを基本として実施した。特に、造幣事業の着実な運営と発展を継続していくためにも、適切な人員配置は重要であり、枢要な管理職ポストについては、実行力・指導力のある人材を人物本位で選考し配置した。

(2) 職員の資質向上のための研修計画

平成21年度の研修については、内部研修や外部の企業への派遣等により、職員の資質向上を図れるように研修計画を策定し、以下のとおり、平成21年度中の内部研修受講者数が330人以上、企業等派遣研修受講者数9人以上となる目標を達成した。

○計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況

1. 研修計画の策定状況

平成21年度の研修計画については、組織力強化に貢献できる人材育成を目指し、研修内容の一層の充実(研修科目、講師、研修の実施方法の見直し等)に力点を置くとともに、平成20年度の実績評価及び研修結果を踏まえ、次のことに重点を置いて、効果的な研修を行うこととした。

①階層別研修においては、前年度実施のプレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング、コンプライアンスに関する研修を更に充実させ、新たに人事考課及びISOに関する研修を取り入れ、各階層の職員に求める役割を十分に自覚し、強い責任感を持って仕事に取り組む人材を育成する。

②目的別研修においては、業務の専門家育成に向けた実務教育研修を実施する。コンプライアンスに関する研修、情報システムに関する研修、金工技能レベルアップ研修及びISOに関する研修を引き続き実施し、必要な知識の習得を図る。

2. 研修の実施状況

平成21年度の研修は、内部研修（主として、造幣局の研修所施設を利用した集合研修）と外部研修（企業又は国内外の大学等研修機関に派遣したもの）に分けて、以下のとおり実施した。

（内部研修）

- ①組織力強化に貢献できる人材育成のため、各階層別研修において新たに人事考課とISOに関する研修をカリキュラムに取り入れるとともに、前年度実施のプレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンスに関する研修をさらに充実させて実施した。
- ②工芸技能の充実強化を図るため、工芸部門総合技能研修Ⅰ及びⅡ、金工技能レベルアップ研修を実施した。その内容は、前出（Ⅱ. 3. (1) ①）の「○伝統技術の維持・継承と職員の技術向上の状況」を参照。
- ③製造現場の職員を対象に、労働災害防止のためのリスクアセスメントに関する研修を実施した。
- ④ERPシステムに係る標準原価差異分析等の実務担当者を対象に、標準原価制度及び原価差異分析に関する知識、操作技術の向上を図る研修を実施した。
- ⑤組織・業務の管理のあり方に関する専門性を養うために、経営企画・経理・作業管理等を行っている職員を対象に、経営管理に関する研修を実施した。

（派遣研修）

- ①後出の「企業派遣研修参加人数」で説明するとおり、企業派遣研修を実施した。
- ②国際的な感覚と多様な経営能力を持った人材を育成するため、京都大学大学院経営管理教育部へ研修生1人を派遣した（前年度から継続）。

（その他の外部研修）

大阪商工会議所主催の「経営幹部実力養成講座」その他の研修に参加させ、業務に必要な専門知識の習得を図るなど、必要な研修を実施した。

3. 実績評価及び見直し状況

平成21年度の実績評価及び研修結果等を踏まえ、平成22年度の研修計画においては、

- ・目標管理の考え方を採り入れた新たな人事評価制度への移行初年度となるため、その円滑な実施等を図るための人事評価に関する研修を重点事項とする。

（注）新人事評価制度：改正国家公務員法が平成21年4月に施行されたことに伴い、

特定独立行政法人の職員についても、国の行政機関の各府省に勤務する一般職国家公務員と同様に、能力・業績に基づく人事管理を行うこととなった。造幣局においては、課（室）長級以上の職員は平成22年7月から、課長補佐・専門官級以下の職員は平成23年1月から、各々新制度に移行することとしている。

業績評価に当たっては、評価者と被評価者が期首面談を行い、年度計画をはじめ、各部課（室）の長が策定する上位方針等の組織方針を踏まえつつ被評価者の役割に見合った目標を確定し、目標達成に向けて業務に取り組むこととしている。しかし、造幣局の貨幣等の製造に従事する技能系職員は、作業計画の達成という共通した明確な目標がありグループ作業で行っているという特殊性があることから、目標設定に代えて、被評価者の各人の役割に応じて、自らが課題として取り組むべき事項を期首面談において評価者に提示させ、被評価者が今期に果たすべき役割を明確にさせる等、当局の実情に応じた制度としている。

- ・専門性向上を目的とする目的別研修については、人事管理、財務・経理、販売管理及び技術管理等の実務研修を実施し、その研修内容及び受講生については、関係各課のニーズを踏まえて決定する。
- ・階層別研修については、強い責任感を持って業務を遂行する人材の育成を図るため、人事評価に関する研修を行うとともに、ISO、プレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンスに関する研修を実施する。

ほか、企業派遣研修を引き続き重点的に実施することとしている。

○内部研修参加人数

平成21年度における内部研修の受講者数は、以下のとおり956人であった。

区分	研修名	実施月	参加人員
1. 階層別研修			234人
(1) 中央研修			174人
	①新規採用職員研修	4月～5月	25人
	②新規採用職員指導員研修	5月	16人
	③採用職員3年次研修	6月	21人
	④係長研修	6月	26人
	⑤作業長研修	7月	18人
	⑥課長補佐研修	10月	19人
	⑦課長研修	10月	14人
	⑧一般総合研修	9月～11月	10人
	⑨新規採用職員フォローアップ研修	12月	25人
(2) 地方研修			60人
	①作業主任研修（本局、広島支局含む）	6月	14人
	②技能長研修（本局、東京支局含む）	7月	25人
	③技能長研修（広島支局）	8月	11人
	④作業主任研修（東京支局）	12月	10人
2. 職務別研修			12人
	①工芸部門総合技能研修 I	4月～3月	2人
	②貨幣部門総合技能研修	7月～2月	10人
3. その他の研修			710人

①経営管理に関する研修	4月～6月	17人
②ISO内部監査員養成研修	5・11・12月	68人
③リスクアセスメント研修（三局）	6・7・8・9・12・2月	434人
④カウンセリング研修	7月	27人
⑤金工技能レベルアップ研修	8・11月	10人
⑥有害業務等従事者に対する特別教育	9・10月	33人
⑦フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（三局）	9・11・1月	35人
⑧ERP活用研修（三局）	11・12月	62人
⑨KYT研修	3月	24人
合 計		956人

○企業派遣研修参加人数

企業派遣研修は、造幣局の内部研修では習得できない民間企業における機動的、効率的な業務の進め方や発想方法等を習得し、業務に反映させることを目的として実施している研修である。

平成21年度における企業派遣研修参加者は10人（年度計画9人）であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 住友電気工業株式会社 | 3名（本局） |
| ② 住友金属工業株式会社 | 2名（本局） |
| ③ 森永製菓株式会社 | 2名（本局） |
| ④ 株式会社東武百貨店池袋店 | 1名（東京支局） |
| ⑤ 株式会社日本製鋼所広島製作所 | 2名（広島支局） |

評価の指標

（1）人材の効率的な活用

○人材確保の状況

○適材適所の人事配置の状況

（2）職員の資質向上のための研修計画

○計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況

○内部研修参加人数

○企業派遣研修参加人数

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	B	<p>一般職員の採用に当たっては、造幣局での職務内容について合同説明会、ホームページ等で周知に努め、造幣局での勤務を希望する者の中から人物本位の採用を行うための面接を重視した採用を行った。工芸職員の採用に当たっては、応募者の実力を知るための作品審査と人物本位の面接を共に重視した採用を行った。技能職員の採用に当たっては、求人票を早期に各学校に発送することにより、所要の人材確保に努めた。</p> <p>人事配置については、業務の効率化や業務量に応じた適正な人員配置を行うと共に、職員の職務能力、適正、将来性など総合的に勘案することを基本として実施した。</p> <p>研修については、内部研修や外部の企業への派遣等により、職員の資質向上を図れるように研修計画を策定した。平成 21 年度中の研修はリスクアセスメント研修に注力したこともあって受講者は 956 人(目標 330 人以上)にのぼり、企業等派遣研修受講者数は 10 人(目標 9 人以上)となった。それぞれ目標を達成したが、今後は、マネジメント研修の強化、役職員の経営課題の共有など新たな展開が望まれる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をBとする。</p>

第2期中期目標期間における研修に関する基本計画

独立行政法人造幣局は、「独立行政法人造幣局の中期計画」に基づき、第2期中期目標期間（平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間）における職員研修の基本計画を次のように定める。

1 基本的な考え方

第1期中期計画期間（平成15年度から平成19年度まで）においては、独立行政法人への移行に伴う環境変化に的確に対応できる人材の育成という観点から、「管理・監督者のマネジメント能力の強化」、「業務運営の効率化及びコスト意識の徹底」、「目標を着実に実現していく人材の育成を目指した研修方式への改訂（各種の課題について討議式・発表形式で行う研修方式への改訂）」などを中心にして教育研修体系の改善に取り組んできた。

また、職務別研修では、各部門における技術と技能のレベルアップを図るとともに、将来の指導者の養成を図ってきた。

第2期中期計画期間（平成20年度から平成24年度まで）においては、「管理・監督者のマネジメント能力の強化」と「目標を着実に実現していく人材の育成」という第1期中期計画期間における研修の基本方針を踏まえつつ、職員一人ひとりの能力をさらに高めて、組織力の強化に貢献できる人材を育成することとする。このため、各職場や職員の研修ニーズの把握、研修成果の検証に努めることにより、より効果的で多様なカリキュラムを提供していくものとする。

2 具体的な研修計画の策定・実施

各年度に行う具体的な研修計画の策定にあたっては、上記の基本方針を踏まえつつ、次のことを勘案して行うものとする。

- (1) 階層別研修においては、「より実践的な研修形式で実施することにより、目標を着実に実現していく人材を育成する」という方針を継承するが、第2期中期計画の実施にあたり、さらに高い成果を生み出す人材を育成することが強く求められている。このため、業務遂行能力の向上のために有益であるプレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンス等に関する研修をさらに充実させて、各階層における一人ひとりの職務遂行能力を着実に高めていくものとする。
- (2) 職務別研修においては、これまで同様に伝統技術と技能の継承に役立つ研修を実施するが、さらに各部門が必要とするより高いレベルの技術と技能の習得を目指した研修の実施に努めて、優れた製品の製造に貢献できる人材の育成を目指すものとする。
- (3) 環境の変化や組織のニーズ等から実施を必要とする各種の研修については、各職場や職員の研修ニーズを積極的に把握して、より効果的で多様なカリキュラムを提供することにより、各課題に

迅速かつ的確に対応できる人材の育成を目指すものとする。

また、職員一人ひとりが当局の事業、業務に自覚と責任を持って行動し、当局の社会的な信頼を損なうことのないよう、コンプライアンスの確保に関する研修をさらに充実させるものとする。

(4) 費用対効果を勘案した研修の実施に努めるものとする。

3 各年度の研修方針と計画の策定

第2期中期計画期間中における各年度の研修方針及び具体的な計画については、この研修基本計画を踏まえて毎年定めるものとし、必要に応じて研修制度の見直し、改善等を図っていくものとする。

4 第2期中期計画期間中の目標

第2期中期目標の期間中、以下の目標達成に努める。

- ① 内部研修受講者数 1,650人以上
- ② 企業等派遣研修受講者数 45人以上

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（18）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：2. 施設、設備に関する計画

中期目標	<p>造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>																								
中期計画	<p>設備投資は、人員削減を図りつつ、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画とするように努めます。</p> <p style="text-align: center;">平成20年度～平成24年度施設、設備に関する計画</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>41.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設備関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>63.2</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>91.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>132.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、平成20年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数を前提にしたものです。剰余金を活用した投資は含まれていません。 (注2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。</p>	区 分		金額(億円)	施設関連	貨幣部門	6.6	その他部門	0.9	共通部門	33.8	小 計	41.3	設備関連	貨幣部門	63.2	その他部門	17.2	共通部門	10.9	小 計	91.3	合 計		132.6
区 分		金額(億円)																							
施設関連	貨幣部門	6.6																							
	その他部門	0.9																							
	共通部門	33.8																							
	小 計	41.3																							
設備関連	貨幣部門	63.2																							
	その他部門	17.2																							
	共通部門	10.9																							
	小 計	91.3																							
合 計		132.6																							
(参考) 年度計画	<p>平成21年度は、自動封緘機の増設及びシスル成型機（圧穿後の圧延板を再利用可能な形状に圧縮加工するもの）の機能向上など、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画となるように努めます。</p>																								

平成21年度施設、設備に関する計画

区 分		金額(億円)
施設関連	貨幣部門	3.7
	その他部門	0
	共通部門	7.8
	小 計	11.5
設備関連	貨幣部門	7.2
	その他部門	2.2
	共通部門	0.7
	小 計	10.1
合 計		24.1

(注1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、通常貨幣10.42億枚の製造枚数を前提にしたものです。剰余金を活用した投資は含まれていません。

(注2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。

業務の実績

中期計画で策定した計画を基本としつつ、案件ごとに中期計画との整合性・目的・必要性及び緊急性等を検証のうえ、簡易貨幣検査機の導入など、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設、設備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うとともに、事後評価を実施することにより、より一層効率的で効果の高い施設、設備への投資を行うよう、以下のとおり取り組んだ。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

(イ) 計画の策定

中期計画で策定した施設、設備に関する計画を基本としつつ、それぞれの案件ごとに中期計画との整合性、目的、必要性及び緊急性等を精査・検証のうえ、平成21年度の設備投資計画を策定した。

(ロ) 計画の実施

平成21年3月に策定した平成21年度の設備投資計画の実施にあたっては、案件ごとにその後の業務状況などを踏まえ、当初予定していた目的や投資時期が引き続き適正であるか検討した上で、一般競争入札を原則とするなど入札制度の適切な執行により、投資金額の圧縮に努めた。

(ハ) 事後評価

投資金額5千万円以上の案件については、投資目的の達成度や、投資時期の妥当性等について、案件ごとに事後評価を実施した。

(ニ) 見直しの状況

平成21年度の当初計画については、平成21年12月以降、支出総点検の一環として見直しを行った結果、

- ①計画を取りやめたもの等として、以下のものがある。
 - ・機器選定に当り詳細な検討が必要と判断したもの（円形検査機）
 - ・経費削減のため直営で実行可能と判断したもの（困障等整備工事設計委託業務）等
- ②業務状況の変化に対応して計画にないもので投資を実施したのものとして、以下のものがある。
 - ・溶解作業の安定稼動を維持するための設備の緊急修理（溶解炉ロジック基盤取替）等

○適正な設備投資の状況

平成21年度の設備投資については、本局、広島支局の簡易貨幣検査機や東京支局の自動防錆塗装乾燥装置の購入のほか、広島支局の特別高圧変圧器取替工事など施設、設備の投資を実施した。

また、設備投資の実施にあたっては、支出総点検の一環としての見直し、入札制度の適正な執行等により、投資金額の圧縮に努めた結果、平成21年度の設備投資金額が、当初計画21.6億円を下回る16.1億円にとどまった。

平成21年度施設、設備に関する計画及び実績

(単位：億円)

区 分		計 画	実 績
施設関連	貨幣部門	3.7	0
	その他部門	0	0.5
	共通部門	7.8	8.9
	小 計	11.5	9.4
設備関連	貨幣部門	7.2	3.7
	その他部門	2.2	2.8
	共通部門	0.7	0.2
	小 計	10.1	6.7
合 計		21.6	16.1

なお、計画と実績の差△5.5億円の内訳は以下のとおりである。

- ①機器選定に当たり詳細な検討が必要となったため、当面既存設備で賄うこととしたこと等による次年度への繰越又は取りやめ $\Delta 10.4$ 億円
- ②策定時に想定していなかった業務の変更等による追加 5.2 億円
- ③契約金額の計画の見積額との差額 $\Delta 0.3$ 億円

<p>評価の指標</p>	<p>○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況 ○適正な設備投資の状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設、整備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うと共に、事後評価を実施することにより、より一層効率的で効果の高い設備へ投資を行うよう取り組んだ。</p> <p>設備投資の実施に当たっては、計画の見直し、入札制度の適正な執行などによって投資金額を圧縮し、当初計画の 21.6 億円を下回る 16.1 億円にとどめ、効率化に努めている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（19）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：3. 職場環境の整備に関する計画

中期目標	<p>職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため造幣局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>
中期計画	<p>造幣局の業務には、著しく高い輻射熱にさらされる溶解作業、圧印等のプレス作業及び勲章の製造のような匠の技術を必要とする作業等、様々の作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、その実現に努めます。</p> <p>なお、これらの計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
(参考) 年度計画	<p>職場巡視の実施、KYT（危険予知トレーニング）、メンタルヘルスケア及びヒヤリハット研修等の安全衛生教育の実施、健康診断及び保健指導の実施、労働安全衛生にかかるリスクアセスメントの推進などを内容とする安全で働きやすい職場環境を整備するため定めた計画に基づいて、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保することに努めます。</p> <p>なお、この計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
業務の実績	<p>快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、平成21年度における職場環境の整備に関する計画を策定し、メンタルヘルスケアを含め、職場巡視、安全衛生教育、健康診断及び保健指導の実施、リスクアセスメントの推進などを実施することなど、以下のとおり、安全で働きやすい職場環境の実現に努めた。</p> <p>○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>1. 平成21年度における職場環境整備計画の策定状況</p> <p>快適な職場環境の実現、労働者の安全と健康を確保するために、第2期中期目標期間における「職場環境の整備に関する基本計画」に基づく「平成21年度職場環境整備計画」を策定し、安全で働きやすい職場環境の実現に取り組んだ。(平成21年3月)</p> <p>2. 平成21年度における職場環境整備計画の実施状況</p>

平成21年度における職場環境整備計画に係る具体的活動計画を実施し、「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標を達成した。

- ・ 本局及び支局において、従来から計画、実施している健康診断、THP（健康保持増進講習会）、職場巡視、作業環境測定等に加え、平成21年8月に試行から本格実施としたリスクアセスメントの推進に伴い、リスクアセスメント研修を実施し、対象者全員が受講した。
- ・ また、本局においては、災害発生防止に向けた効果的な施策として、外部の専門機関による安全診断（作業場の点検）を行った。
支局においては平成22年度に実施することとした。

（参考）平成21年度における職場環境整備計画に係る安全衛生教育の実施状況については、後出の「○安全衛生教育の実施状況」を参照。

- ・ 政府におけるレクリエーション経費の取扱いの趣旨を踏まえ、平成20年7月からレクリエーション経費の造幣局としての支出を廃止しており、この取扱いを継続する一方、職員の健康維持の観点から、人間ドックの希望者が全員受診できるよう健康管理費用を確保した。

3. 平成21年度における職場環境整備計画の事後評価及び見直し

平成21年度における職場環境整備計画を事後評価した結果、目標は達成したものの公務災害の発生件数が7件（不休業4件、休業4日未満3件）あったことから、平成22年度における職場環境整備計画の策定に当たっては、更なる取組として、リスクアセスメント推進強化月間を6月及び9月の2回にわたって設け、災害発生防止に向けた取組みの強化を図ることとした。

○職場巡視の実施状況

平成21年度における職場環境整備計画に掲げるとおり、毎月1回以上を基本とし、本局では14回、東京支局では12回、広島支局では11回、計37回の職場巡視及び安全衛生委員による三局合同職場巡視を実施した。

○安全衛生教育の実施状況

平成21年度における安全衛生教育は、次のとおり実施した。

研修名	局別	受講者
リスクアセスメント研修	全局	434人
安全管理者選任時研修	東京・広島支局	3人
有害業務等従事者に対する安全教育	本局	33人
新規採用職員に対する安全衛生教育	本局	25人

フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育	全局	35人
KYT（危険予知訓練）	本局	24人
THP（健康保持増進講習会）	本局・東京支局	556人

《メンタルヘルスケア》

職員の心の健康の保持増進を図るため、平成21年度に実施した具体的施策は以下のとおり。

1. 平成21年度人事異動後及び12月に、全管理者に対し、職場内において精神的疾患患者が増加傾向にあることから、普段から部下との意思疎通を図るよう努力し、身上把握に努め、メンタル面で問題があると思われる者に対しては、早めに局内カウンセラーや外部医療機関に受診を勧めるよう心がけることを要請した。
2. 職員に対する取組として、12月に全職員を対象に、専門機関による「職員の心の健康状態についての診断」を実施し、その結果を本人に通知することにより、職員が自らの心の健康状態を認識し、心の健康の保持増進の一助とした。
3. メンタルヘルスケア増進のため、本局の係長相当官以上等の職員を対象に、カウンセリング技法等の研修（29人）を実施した。
4. メンタルヘルス対策に対する取組として、以下の講習会等に参加した。
 - （イ）天満労働基準監督署が開催する「メンタルヘルス対策」の講習会に総務課、診療所及び安全衛生担当職員が参加した。（4人）
 - （ロ）大阪商工会議所が主催するメンタルヘルス・マネジメント検定試験（Ⅱ種（ラインケアコース））に職員が受検・合格した。（2人）

（参考）職員の相談体制

- ・健康相談室（本局外部専門医（月3回）、再任用職員（常駐））
- ・局内カウンセラー（本局7人、両支局各4人）
- ・局外相談室（本局2機関、両支局各1機関）

《労使懇談会の開催》

職場環境を含めた適切な業務運営に資するよう、労使が広く意見を交換し、意思疎通を図る場として平成16年度に設置した「労使懇談会」を、平成21年度においても3回開催し、忌憚のない意見交換を行った。

《民間工場見学の実施》

機械や設備に潜む危険に対する感受性をより高め、より働きやすい作業環境の整備を図るなど、今後の安全衛生管理活動の参考とすることを目的として、民間工場における安全衛生管理活動及び作業環境等を見学した。（10月 19人、3月 5人）

	<p>○健康診断の結果通知・保健指導の実施状況</p> <p>平成21年度における職場環境整備計画に掲げるとおり、労働安全衛生法に定められた健康診断を実施するとともに、その結果通知及び保健指導を実施した。健康診断の結果、作業に起因する疾病はゼロであった。</p> <p>なお、平成20年度に引き続き、健康診断においては問診票にメンタル面に関する質問を設け、ケアが必要と思われる職員に対して面談を実施した。</p> <p>1. 健康診断の結果通知の実施状況 長期病気療養中の職員等を除く全員の職員に対し健康診断を実施し、健康診断の結果を通知した。</p> <p>2. 保健指導の実施状況 健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある全員の職員に対して保健指導を実施した。</p>	
<p>評価の指標</p>	<p>○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>○職場巡視の実施状況</p> <p>○安全衛生教育の実施状況</p> <p>○健康診断の結果通知・保健指導の実施状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標を昨年度に続いて達成しており、職員の安全と健康の確保に成果をあげている。</p> <p>「平成21年度職場環境整備計画」に基づき、各種安全衛生教育及びメンタルヘルスケア増進の施策を実施した。また、労働安全衛生法に定められた健康診断を実施するとともに、その結果通知及び保健指導を実施した。健康診断の結果、作業に起因する疾病はゼロであった。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

第2期中期目標期間における職場環境の整備に関する基本計画

独立行政法人造幣局は、「独立行政法人造幣局の中期計画」に基づき、第2期中期目標期間（平成20年4月1日～平成25年3月31日までの5年間）における職場環境の整備に関する基本計画を次のように定める。

1. 職場環境の整備に関する基本方針

造幣局の業務には、著しく高い輻射熱にさらされる溶解作業、圧印等のプレス作業及び勲章の製造のような匠の技術を必要とする作業等、様々の作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要がある。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境を整備し、その実現に努めるものとする。

2. 具体的な職場環境の整備に関する計画の策定・実施

1に掲げた基本方針を確実に実施するため、年度毎に職場環境整備計画を定めて、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保することに努めるものとする。

(1) 目標

職場環境整備にかかる具体的活動計画を着実に実行するとともに、公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する。

(2) 重点項目

- ① 安全面においては、第1期と同様、ヒヤリハット活動や職場巡視を中心とした安全管理活動を通じて、危険因子の低減、本質安全化を推進していくとともに、新たに、危険の大きさを体系的に評価し、大きい危険から順次、対策を講じることで、重篤な労働災害が発生するおそれをなくし、労働災害の発生を減少させるための安全衛生管理手法であるリスクアセスメントの導入を図っていくこととする。
- ② 衛生面においては、第1期と同様、メンタルヘルスにかかる取組みを実施していくとともに、新たに、一般定期健康診断時にメンタルヘルスに関する問診を取り入れるなど、心の健康面に関する活動の充実を図っていくこととする。
- ③ また、身体面の健康面においては、第1期と同様、法定の健康診断を実施し、その結果を通知し、産業医による保健指導を実施するとともに、新たに、より効率的・効果的な健康診断・保健指導の実施に資するため、健康管理データベースの構築を行うこととする。

3. その他

本基本計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、労働安全衛生関係法令の改正や社会情勢の変化等に応じて、所要の改定を行うものとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（20）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：4. 環境保全に関する計画

中期目標	<p>造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、環境保全と調和のとれた事業活動を遂行することが求められる。そのため、温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>
中期計画	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの使用の合理化、リサイクルの推進その他の廃棄物の排出抑制、公害の防止等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、ISO14001については、その認証を確実に維持するとともに、省資源・省エネルギー対策の実施、公害の防止などの環境保全に関する計画を定め、その実現に努めるとともに、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p>(1) リサイクル</p> <p>回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、今後とも本中期目標の期間中、国から交付された回収貨幣については100%再利用します。溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用向上に努めます。</p> <p>(2) 省エネ対応機器の購入等</p> <p>新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める調達方針等に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資を行うなど地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献します。</p> <p>(3) 光熱水量の使用量削減</p> <p>温室効果ガスの排出の抑制等のため、第1種エネルギー管理指定工場である造幣局の工場におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で1%以上改善するよう努めるなど、エネルギーの効率的な使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量の削減その他使用の合理化に努めます。</p>

<p>(参 考) 年 度 計 画</p>	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの使用の合理化、リサイクルの推進その他の廃棄物の排出抑制、公害の防止等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などを定めた環境保全に関する基本計画について、その実現に努めるとともに、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p>また、環境への負荷の軽減を図るため、認証取得している ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを活用し、環境保全に努めます。</p> <p>(1) リサイクル</p> <p>回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、平成 21 年度においても国から交付された回収貨幣については 100%再利用します。</p> <p>また、溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用向上に努めます。</p> <p>(2) 省エネ対応機器の購入等</p> <p>新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める平成 21 年度調達方針等に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の削減に向け効率の良い機器への改修といった設備投資を行うなど地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献します。</p> <p>(3) 光熱水量の使用量削減</p> <p>温室効果ガスの排出の抑制等のため、第 1 種エネルギー管理指定工場である本局及び広島支局の工場におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で 1%以上改善するよう努めるなど、エネルギーの効率的使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量削減その他使用の合理化に努めます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>(1) リサイクル</p> <p>国から交付された回収貨幣については、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解し、新しい貨幣を作る材料として 100%再利用した。</p> <p>溶解する際の回収貨幣の使用率については、回収貨幣の使用率を高めるテストを継続することなどにより、回収貨幣の使用率の向上に努めた。</p> <p>具体的な取組状況は、以下のとおりである。</p> <p>○回収貨幣の再利用率</p>

回収貨幣は100%再利用した。

回収貨幣交付量：約3631t、使用量：約3631t

(500円貨、100円貨、50円貨、10円貨、5円貨)

○回収貨幣の再使用率向上に向けての取組状況

貨幣製造における回収貨幣の使用率を向上させるため、回収貨幣の使用率を高めるテストを継続して実施するなど、使用率向上へ取り組んでいる。

(参考) 回収貨幣の再使用率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
63%	74%	76%	77%	78%

(2) 省エネ対応機器の購入等

平成20年7月に策定した「環境保全に関する基本計画」(計画期間：平成20～24年度)に基づき、平成21年度においても継続して省エネ対応機器の購入等を推進した結果、33件の調達実績となった。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

環境保全と調和のとれた事業活動を遂行するため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などに関して、平成20～24年度を計画期間とする「環境保全に関する基本計画」を平成20年7月に定め、実現に努めているところである。平成21年度は計画期間の2か年目にあたることから、引き続き当初計画に沿って実現に努めた。具体的には次のとおりである。

- ・廃棄物の減量等については、各課の協力を得て、用紙類等の使用量削減、事務室等で発生する一般廃棄物の減量に努めた。
- ・リサイクルの推進については、各課の協力を得て、ゴミの分別を実施するとともに、再生品(古紙パルプ100%の再生紙のように本体の再生材料使用率が100%であるもの)の調達を推進するとともに、各事務室等で発生する廃棄物等についても、再生利用すべく分別を徹底した。
- ・省資源・省エネルギー対策の実施について、その実施状況は後出の「○省エネ対応機器の調達状況」及び「○光熱水量の使用削減への取組状況」を参照。
- ・環境物品調達の推進については、次項「○調達方針の策定状況」を参照。
- ・環境保全に関する啓蒙活動の推進については、局内で実施される各種研修において公害防止に関する講義を行うとともに、省エネ・省資源の推進に関し協力要請を行っている。

○調達方針の策定状況

平成21年4月にグリーン購入法第7条の規定に基づき策定した平成21年度におけ

る「環境物品等の調達を図るための方針」により、国が定める文具類等の環境物品等に関して「調達目標（品目ごとの調達数量に占める基準適合調達の数量の割合）値100%」を達成するよう取り組んだ結果、概ね目標を達成した。

ただし、コピー用紙については貨幣デザイン制作の業務上必要な品質を備えた環境物品がないこと等の理由により、一部の品目については目標を達成できなかった。

○省エネ対応機器の調達状況

省エネ対応機器の調達実績は、次項「○温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況」に掲げる保全工場空調機（東京支局：5台更新）のほか、前年度より継続借上分も含め、本局21件、東京支局8件、広島支局4件、合計33件であった。主な省エネ対応機器としては、パソコン（ERP用を含む。）、プリンタ（ERP用を含む。）、コピー機及び複合機（カラーを含む。）等がある。

○温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況

省エネルギー化を図り、温室効果ガス排出量の削減に資するため、東京支局において「保全工場空調設備改修工事」を実施した。東京支局・保全工場空調機の更新（5台）により、温室効果ガス排出量の削減効果としては「二酸化炭素換算2ト/年」と推計される。

(3) 光熱水量の使用量削減

使用光熱水量の削減その他使用の合理化に努めた結果、使用量については電気、ガス、水道とも順調に削減できているが、第一種エネルギー管理指定工場（本局及び広島支局）におけるエネルギー消費原単位については、本局が前年度比△2.88%の改善となったが、広島支局は0.46%の増加となり、前年度比△1%以上改善の目標を達成できなかった。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

上記「環境保全に関する基本計画」において、エネルギーの効率的使用その他使用光熱水量の削減（温室効果ガスの排出の抑制を含む。）について定め、その内容を実施している。

なお、その実施状況については、前出「○省エネ対応機器の調達状況」、次項「○エネルギー原単位の改善状況」等、各項目において記載した。

○エネルギー原単位の改善状況

第一種エネルギー管理指定工場（本局及び広島支局）におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で△1%以上改善するよう努めた結果、本局は前年度比△2.88%の改善となったが、広島支局は0.46%の増加となり、目標を達成できなかった。

これは、広島支局においてエネルギーの消費量は減少しているものの、生産数量がそれ以上に減少していることによるところが大きいと考えられる。

(注) 平成22年4月1日に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第47号)により、事業者に義務付けられた毎年の定期報告については、平成21年度分より改正法に基づき算出したエネルギー消費原単位を報告する必要がある。上記の数字は、当該報告(報告期限:22年11月末)に向けて改正法に基づき現時点で算出したものである。

【本 局】

区 分	エネルギー消費量(kL原油)	エネルギー原単位(kL/千ト)	対20年度同期比での原単位△改善/＋悪化率(%)
平成20年度	3,902	187.3	—
平成21年度	3,832	181.9	△2.88

【広島支局】

区 分	エネルギー消費量(kL原油)	エネルギー原単位(kL/千ト)	対20年度同期比での原単位△改善/＋悪化率(%)
平成20年度	4,305	125.5	—
平成21年度	3,972	126.1	+0.46

(注) 平成20年度のエネルギー消費量等についても上記の改正法に基づき算出している。

○光熱水量の使用量削減への取組状況

1. 使用量削減のために講じた措置

夏季及び冬季における省エネルギーの推進について方針を定め、本支局各課長に配布して協力依頼を行った(6月1日及び11月30日)。なお、推進についての方針の骨子は次のとおりである。

- ・冷暖房の使用期間は、冷房は7～9月、暖房は12～3月とする。
- ・冷暖房の強度は、冷房時は室温が概ね28℃以上、暖房時は同19℃以下となるよう設定する。
- ・更衣室その他長時間人が滞留しない場所においては、冷暖房の使用を極力控える。
- ・冷暖房の効率的な使用に資するため、扉・窓の閉鎖、ブラインド等による日光遮蔽等を工夫する。
- ・冷暖房の使用制限に伴う身体的不快を極力軽減するため、軽装及び防寒装の許容を励行する。
- ・不要な電灯の消灯、エレベーター利用の抑制など季節にかかわらず実施できる省エネルギー対策については、通年で実施する。

なお、電気とガスの使用量については、部署別の使用量や前年度同時期との比較を毎月周知(局内掲示板)するなどして、その抑制に努めるよう要請した。

2. 光熱水量使用量削減の状況

平成21年度の光熱水量使用量については、平成20年度比で次のとおりとなり、いずれも減少した。

(参考) 光熱水量の対平成20年度増減率

項目	増減率
電気使用量	約4.7%減少
ガス使用量	約8.9%減少
水道使用量	約5.1%減少

(4) その他

○ISO14001の認証の維持の状況

1. ISO14001の認証を維持し、その活用を図るべく次の活動を実施した。

- ・本局、東京支局及び広島支局において、ISO14001に基づくマネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取組んだ。(平成21年4月～)
- ・環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した。(平成21年7月及び平成22年1月)
- ・環境マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員によるマネジメントレビュー(検証会議)を実施した。(平成21年9月及び平成22年3月)

2. 以上の活動を経て、平成22年2月に外部審査登録機関によるISO14001の定期審査を受審した結果、軽微な改善指摘事項があったものの、速やかに再発防止対策を講じた結果、環境マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受けた。

(参考) ISO14001

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格。

評価の指標

(1) リサイクル

- 回収貨幣の再利用率
- 回収貨幣の再使用率向上に向けての取組状況

(2) 省エネ対応機器の購入等

- 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況
- 調達方針の策定状況
- 省エネ対応機器の調達状況
- 温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況

(3) 光熱水量の使用量削減

- 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況
- エネルギー原単位の改善状況

	<p>○光熱水量の使用量削減への取組状況</p> <p>○ISO14001の認証の維持の状況</p>	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	B	<p>回収貨幣の100%再利用、再生品の調達の推進、温室効果ガス排出量の削減のための「保全工場空調設備改修工事」などが実施されている。</p> <p>ISO14001の更新審査を受審した結果、軽微な改善指摘事項があったものの、速やかに再発防止対策を講じたことにより、環境マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受け、登録が更新された。</p> <p>光熱水量使用料は、電気、ガス、水道ともに順調に削減している。しかしながら、エネルギー消費原単位は、造幣局全体で、対前年度比0.3%減少させたものの、目標の1%減にはやや届かなかった。これは、貨幣製造量の減少が影響していると思われるが、今後の対応策の検討が求められる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をBとする。</p>

第2期中期目標期間における環境保全に関する基本計画

造幣局は、第2期中期目標期間（平成20年度～平成24年度）における環境保全に関する基本計画を次のように定める。

1. 環境関連法令等の遵守

(1) 規制基準の遵守

- イ 大気、水質、土壌汚染等に関し、国や地方自治体の定める規制基準を遵守する。
- ロ 規制基準を超えるなどのおそれが生じた場合は、法令の規定に従い、発生原因の調査や有効な対応措置を迅速に行い、環境の保全を図る。

(2) 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む。以下同じ。）の適正処理

- イ 廃棄物については、法令の規定に従って保管するとともに、運搬及び処分を委託するに当たっては法令の規定に従って業者を選定するとともに、法令の規定に従って業者による処分状況を確認する。
- ロ 日常業務における更なる廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を図り、資源の有効利用に努める。

(3) 化学物質の使用量の把握等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく指定化学物質については、その使用及び保管に当たり法令の規定に従うとともに、法令の規定に従って使用量等を把握する。

(4) 環境保全施設等の点検、整備

- イ 環境保全施設等について、法令の規定に従って点検し、適正な整備、保守及び管理を行う。
- ロ 環境保全施設の経年劣化に起因する有害物質の流出を未然に防止するため、現有施設の問題点や改善策について調査・検討し、計画的な整備に努める。

(5) 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組

環境負荷の低減を図り、京都議定書に示されている温室効果ガスの削減目標達成に寄与するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日）が閣議決定されている。造幣局をはじめ「事業者」には、この法律の規定により、当該計画の定めるところに留意して計画を作成するなど、温室効果ガス排出抑制等のための措置を講ずるよう努力することが求められるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定により、エネルギーの使用の合理化に努力することが求められている。

これらのことに従って、第1種エネルギー管理指定工場である造幣局の工場におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で1%以上改善するよう努めるなど、エネルギー使用量の抑制及び温室効果ガスの排出の抑制に努める。

(6) 環境物品等の調達の推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に従って、環境物品等の調達の推進に努める。

(7) 環境負荷の少ない製品への取組

回収貨幣の再利用、販売用貨幣の発送時の緩衝材の使用抑制など、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の事業者の責務をまっとうする。

2. 環境マネジメントシステムの運用・維持

製造事業を営む公的主体として模範となり、また、環境問題に積極的に貢献するため、ISO14001の認証を継続するほか環境マネジメントシステムの運用・維持に努め、環境保全活動の継続的改善を図る。

3. 環境保全に関する啓蒙活動の推進

(1) イン트라ネット等による啓蒙活動

イントラネット、各種会議などの機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進する。

(2) 環境月間における積極的取組み

環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全活動を推進するため、各自治体の環境月間とあわせて自主点検その他の取組みを進める。

(3) 環境保全に関する研修等の推進

環境保全に関する研修を実施し、講演会、環境保全施設等の見学会などに積極的に参加するとともに、公害防止管理者等の法定資格取得者の計画的な育成に努める。

以上